

大分県報

令和三年
第一九六号
四月六日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請	一
高圧ガス保安法による特定施設の保安検査を行う者の指定	六
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	六
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）	六
林業種苗法による生産事業者の登録	七
建築基準法による道路位置の指定	七
指定構造計算適合性判定機関の指定	七
公 告	
土地改良区の役員就退任（二件）	七
都市計画事業の事業計画の認可	九
都市計画事業の事業計画の変更（二件）	九

○告示

大分県告示第二百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年四月六日

一 申請の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

豊後大野市犬飼町田原千五百八十番地二十九
株式会社大分県畜産公社
代表取締役社長 壁 村 雄 吉
2 特定事業場の所在地及び名称
豊後大野市犬飼町田原千五百八十番地二十九
株式会社大分県畜産公社

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十九号と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設及び第七十四号 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法、排出水の量及び排水水の汚染状態

5 特定施設の使用の方法

令和三年四月六日

大分県報（告示）

主 要 寸 法	構 造	能 力	処 理 方 式	種 類	区 分	6 汚水等の処理の方法										汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間隔	使用開始予定年月日
						抽出物質含有量	ノルマルヘキサン	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目					
加圧浮上槽 縦三・五m×横一〇・〇m×高さ六・〇m 活性汚泥槽 縦一〇・五m×横三二・七m×高さ四・〇m 凝集沈殿槽 縦六・〇m×横六・〇m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート	一、〇〇〇m ³ /日	活性汚泥	活性汚泥	変更前	五	―	四	二〇	一〇	二〇	七	五・八〇八・六	通常値	八〇四	通常値	なし	二四時間	連続	既設
						七	―	八	六〇	二〇	三〇	一〇	五・八〇八・六	最大値	一、〇〇〇	最大値				
貯留槽・高速リアクター・脱窒槽・ ばつ気槽・沈殿槽・凝集沈殿処理ろ過機 縦二五m×横七〇m×高さ七m	同上	一、二〇〇m ³ /日	高速リアクター+硝化液循環脱窒+凝集沈殿ろ過+消毒	活性汚泥処理+凝集沈殿ろ過	変更後	四・二	二、〇〇〇以下	六・四	二九	八・三	三〇	八・三	五・八〇八・六	通常値	一、〇〇〇	通常値	同上	同上	同上	令四・四・一
						七	二、〇〇〇以下	一五	六〇	二〇	四五	一二	五・八〇八・六	最大値	一、二〇〇	最大値				

令和三年四月六日

大分県報(告示)

令和三年四月六日

大分県報(告示)

四

一日当たりの排出水量	排水口名	区分	7 排出水の量及び汚染状態の値	汚水の汚染等の状態の値							汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
				抽出物質含有量	ノルマルヘキサン	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度						
八〇四	通常 の値	No.1	変更前	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五・八 八・六	処理前	八〇四	通常 の値	なし	二四時間	既設	既設	既設
				二〇	二〇	二〇	七	七	五・八 八・六	処理後	八〇四	通常 の値	二四時間	既設				
一、〇〇〇	最大 の値	No.1	変更前	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五・八 八・六	処理前	一、〇〇〇	最大 の値	同上	令四・三・三一	令四・三・三一	令三・五・一	
				九〇〇	九〇〇	九〇〇	七	七	五・八 八・六	処理後	一、〇〇〇	最大 の値	同上	令四・四・一				
一、〇〇〇	通常 の値	同上	変更後	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五・八 八・六	処理前	一、〇〇〇	通常 の値	同上	令四・三・三一	令四・三・三一	令三・五・一	
				四・二	四・二	四・二	三	三	五・八 八・六	処理後	一、〇〇〇	通常 の値	同上	令四・三・三一				
一、二〇〇	最大 の値	同上	変更後	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五・八 八・六	処理前	一、二〇〇	最大 の値	同上	令四・三・三一	令四・三・三一	令三・五・一	
				七	七	七	二	二	五・八 八・六	処理後	一、二〇〇	最大 の値	同上	令四・三・三一				

汚水の等の汚染状態の値								項目	単位
抽出物質含有量	ノルマルヘキサ	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	
mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		
―	―	二、〇〇〇以下	四	二〇	一〇	二〇	七	五・八〇八・六	通常の値
―	―	二、〇〇〇以下	八	六〇	二〇	三〇	一〇	五・八〇八・六	最大の値
四・二	―	二、〇〇〇以下	六・四	二九	八・三	三〇	八・三	五・八〇八・六	通常の値
七	―	二、〇〇〇以下	一五	六〇	二〇	四五	一二	五・八〇八・六	最大の値

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和三年四月六日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び豊後大野市役所

大分県告示第二百七十七号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定した。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 名称及び代表者氏名

株式会社ダイプロ 代表取締役社長 小野 日出明

二 所在地

大分市大字勢家千百四番地の三

三 指定する地域

大分県全域

四 指定する区分

液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査

五 指定年月日

令和三年三月一日

大分県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パークプレイス大分C敷地

2 届出者の氏名又は名称及び住所
大分市公園通り西二丁目三十一

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋 本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

変更前 百九台

変更後 七十九台

4 変更する年月日

令和三年十一月十一日

二 届出年月日

令和三年三月十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	大分県知事	広 瀬 勝 貞	貞

県営地域ため池総合整備事業

定野尾地区

令三・四・六から
令三・四・二六まで

杵築市役所

大分県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営地域ため池総合整備事業

天神・西ヶ
迫地区

令三・四・六から
令三・四・二六まで

杵築市役所

大分県告示第二百八十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

一 登録番号

中部第四号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

平山 祥 幹

白杵市野津町大字西畑千三百一番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

白杵市野津町大字西畑

大分県告示第二百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

指定番号

指 定 位 置

指 定 年 月 日

道路の幅員

道路の延長

中第二一
号

豊後高田市新地字山道一六二
二番一及び一六二二番一
地先里道

令三・三・二二

メートル
六・〇〇

メートル
四〇・二九

大分県告示第二百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の七第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の指定を次のとおり更新した。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

名称 一般社団法人大分県建築構造技術センター

住所 大分市城崎町一丁目三番三十一号

二 業務区域

大分県全域

三 指定の有効期間

令和三年四月一日から五年間

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、木立土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

(就任役員)		(退任役員)	
役名	氏名	住 所	住 所
理事	阿部昭二	佐伯市大字木立三六一七番地	〃 大字木立二〇四二番地二
〃	井戸善藏	〃 大字木立三九五七番地	〃 大字木立一八七七番地
〃	岩本忠政	〃 大字木立一八三四番地一	〃 大字木立二七九番地
〃	大山勝美	〃 大字木立一〇四二番地二	〃 大字木立二六七八番地一
〃	黒岩留夫	〃 大字木立一六七八番地一	〃 大字木立二二一八番地
〃	永田不二男	〃 大字木立三三二〇番地三	〃 大字木立二六七八番地一
〃	成迫金光	〃 大字木立一七九番地	〃 大字木立四一九六番地
〃	成迫藤吉	〃 大字木立二二一八番地	〃 大字木立五八五九番地
〃	成迫丞次	〃 大字木立一三三九番地	〃 大字木立三九四五番地
〃	山崎和成	〃 大字木立六六七二番地	〃 大字木立三八一九番地二
〃	泥谷孝雄	〃 大字木立四一九六番地	〃 大字木立二七三四番地一
〃	山田健一	〃 大字木立五八五九番地	〃 大字長谷九八六三番地一三
〃	卷矢英雄	〃 大字木立三九四五番地	〃 大字木立四一八二番地
〃	山田慶治	〃 大字木立三八一九番地二	
監事	成迫米雄	〃 大字木立二七四一番地	
〃	肥後俊明	〃 大字長谷九八六三番地二三	
〃	川野進	〃 大字木立四一八二番地	

(退任役員)		(就任役員)	
役名	氏名	住 所	住 所
〃	大山勝美	〃 大字木立二〇四二番地二	
〃	小川忠重	〃 大字木立一八七七番地	
〃	永田不二男	〃 大字木立三三二〇番地三	
〃	成迫金光	〃 大字木立二七九番地	
〃	成迫藤吉	〃 大字木立二二一八番地	
〃	黒岩留夫	〃 大字木立一六七八番地一	
〃	山崎和成	〃 大字木立六六七二番地	
〃	泥谷孝雄	〃 大字木立四一九六番地	
〃	山田健一	〃 大字木立五八五九番地	
〃	卷矢英雄	〃 大字木立三九四五番地	
〃	山田慶治	〃 大字木立三八一九番地二	
監事	二田善隆	〃 大字木立二七三四番地一	
〃	肥後俊明	〃 大字長谷九八六三番地一三	
〃	川野進	〃 大字木立四一八二番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浦田土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年四月六日

大分県知事 広瀬 勝貞

役員		氏名		住 所	
〃	秋吉光隆	〃	高田三〇七八番地二		
〃	清末洋司	〃	水取三八二番地		
〃	佐藤武利	〃	新地一〇八一番地五		
〃	土谷 誠	〃	新地一六八番地四		
〃	長野征定	〃	新地一六〇二番地		
〃	宮原孝則	〃	新地一八二〇番地一		
〃	久次秀明	〃	今町一四三五番地		
監事	徳満 博	〃	高田三〇二七番地七		
〃	板清正則	〃	高田二二一八番地三		
(就任役員)					
役員		氏名		住 所	
理事	尾造正直	〃	豊後高田市高田二五二三番地二		
〃	大西余志治	〃	高田二七七二番地二		
〃	板清正則	〃	高田二二一八番地三		
〃	宮原孝則	〃	新地一八二〇番地一		
〃	清末博記	〃	水取三八二番地		
〃	北永美實	〃	高田二二六七番地二		
〃	長野征定	〃	新地一六〇二番地		
〃	大西忠博	〃	高田二九二三番地一		
〃	岩田保広	〃	高田二二二一番地八		
〃	板清末行	〃	高田三〇三九番地		
〃	徳満 博	〃	高田三〇二七番地七		
〃	久次秀明	〃	今町一四三五番地		

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による三重都市計画道路事業の事業計画の認可の告示が令和三年三月二十二日付け九州地方整備局告示第五十二号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

令和三年九州地方整備局告示第五十二号三重都市計画道路事業

三・五・十二号 駅前高市線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一

号

従たる事務所 大分県豊後大野土木事務所 豊後大野市三重町市場千二百二十三番

四 事業地

1 収用の部分

大分県豊後大野市三重町赤嶺字西方下及び字塚田並びに市場字高市地内

2 使用の部分

なし

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和三年三月十七日付け九州地方整備局告示第四十七号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成三十年九州地方整備局告示第三百三十四号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事

業

三・四・十四号 南立石亀川線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一

号

従たる事務所 大分県別府土木事務所 別府市大字鶴見字下田井十四番一号

四 事業地

1 収用の部分

平成三十年九州地方整備局告示第百三十四号の事業地のうち大分県別府市大字鶴見字横土井、字木ノ原、字門田及び字中野地内において事業地を変更し、大分県別府市大字鶴見字岩国、字宮添及び字荒巻地内を追加する。

2 使用の部分

平成三十年九州地方整備局告示第百三十四号の事業地のうち大分県別府市大字鶴見字門田及び字中野地内において事業地を変更し、大分県別府市大字鶴見字荒巻地内を追加する。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による中津都市計画道路路事業の事業計画の変更認可の告示が令和三年三月十九日付け九州地方整備局告示第四十八号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和三年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成二十八年九州地方整備局告示第百六号中津都市計画道路路事業

三・四・四号外馬場錆矢堂線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一
号

従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市中央町一丁目五番十六号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし